

これから働き始めるみなさんへ

～安心して働くための基礎知識～

平成28年1月14日

秋田県労働委員会


会長 湊 貴美男

1

はじめに

働く人が安心して働き、生活できるように、働くときの決まり、働く人の権利や使用者（会社など）の義務などを定めた、いろいろな法律があります。

これらをまとめて、「労働法」と呼んでいます。

働いていて、 思わぬトラブルに巻き込まれることも…

賃金の
引下げ

サービス
残業

仕事
中のケガ

突然の
解雇

など



「労働法」について知ることは、自分の権利、自分の身を守ることに繋がります。

2

最近話題になった過労死事件

◆平成27年12月9日（水）報道の概要

居酒屋チェーンを運営するY社の子会社の正社員だった森美菜さん（当時26歳）が過労で自殺したのは会社の責任だとして、両親が損害賠償を求め東京地裁に起こした訴訟は8日、Y社側が約1億3千万円を支払い、謝罪することで和解が成立した。

訴状によると、森さんは平成20年4月、Y社に入社し、神奈川県内の店舗に配属された。休日がほとんどないまま午後から早朝にかけて長時間勤務が続き、同年6月に自殺した。

開店前の午後3時までに出勤し、平日は午前3時、週末は午前5時の閉店後も働き、残業は月140時間以上であった。

【森さんの手帳のメモ】

体が痛いです
体が辛いです
気持ちが沈みます
早く動けません
どうか助けてください
誰か助けてください

3

例1 不景気を理由に、給料を下げられた。

Aさんが給料日に今月の給料の振込額を見ると、先月よりかなり下がっていました。

驚いて上司に尋ねると、「会社の経営が苦しいこと、知っているでしょ？ みんな減額でも我慢しているんだ。」と言われてしまいました……。



◆関係する法律 労働契約法第8条・第9条

4

例2 終業時間を過ぎて毎日夜遅くまで仕事をさせられる上に、その分の給料が出ない。

Bさんは、先月から夜遅くまでの仕事が続いており、今日も上司から、明日までの急ぎの仕事を命じられ、遅くまでかかりそうです。

終業時間を過ぎて働いた分の給料は出ていません・・・。

◆関係する法律 労働基準法第32条・第37条

5

例3 仕事中にケガをしたら、治療費は自己負担と言われた。

Cさんは、建設現場での工作中、誤ってはしごから地面に落下し、足を骨折してしまいました。

病院に見舞いに来た上司に「君の不注意でのケガだから、治療費は自己負担だからね。」と言われました・・・。

◆関係する法律 労働者災害補償保険法

6

例4 仕事のミスが原因で、「明日から会社に来なくていい。」と、突然告げられた。

Dさんは、仕事でミスをしてしまい、上司に叱られ、さらに社長に呼ばれ、「君、明日から会社に来なくていいよ。」と、突然、解雇することを告げられました・・・。

- ◆関係する法律 労働契約法第16条
労働基準法第20条

7

入社したら、自分の労働条件を確認しよう

労働契約書、労働条件通知書などの書面をもらって、自分の労働条件を確認しましょう。

また、就業規則（その職場の労働時間、賃金、規律などを定めたルールブック）も見てみましょう。

- ◆ いつからいつまでの期間で働く契約か
- ◆ どこで、どんな仕事をするのか
- ◆ 何時から何時まで働くのか、休憩はいつか
- ◆ 残業はあるのか
- ◆ 休日はいつか
- ◆ 給料は、いつからいつまでの分が、いつ、どんな方法で、いくら支払われるのか
- ◆ 退職するときや解雇となるときのは、どのようなになっているのか など

あなたの労働条件は？



8

もしも困ったときは

(1) いろいろな相談窓口

働いていて、困ったり、疑問に思うことがあったら、一人で悩んだり、抱え込まずに相談しましょう。

◆労働組合

- 職場の労働組合
- 日本労働組合総連合会（連合秋田）
秋田県労働組合総連合（秋田県労連）など



◆国や県の相談窓口

- 【国】厚生労働省秋田労働局
各労働基準監督署
(秋田、大館、能代、本荘、大曲、横手)
- 【県】秋田県雇用労働政策課

※ ほかの都道府県でも、同様に相談窓口があります。インターネットなどで確認してみましょう。

◆法テラス秋田（日本司法支援センター秋田地方事務所）

法テラス・サポートダイヤル ☎ 0570-078374

9

(2) トラブルの解決を試みる主な制度

解雇や労働条件をめぐる、働く人が会社とトラブル（紛争）になったときも、解決のための制度があります。

①あっせん

- ◆ 県の労働委員会、国の労働局などが行っている、話し合いで円満な解決をめざす制度【無料】
- ◆ 中立のあっせん員が、働く人と会社からそれぞれ話を聞いて、歩み寄りを図り、あっせん案（解決案）を示すなど紛争解決を手助けする。

②労働審判

- ◆ 地方裁判所が行っている制度【有料】
- ◆ 裁判官と労働問題の専門家が、働く人と会社からそれぞれ話を聞き、証拠を調べ、審判（判断）を下す。

10

働く人もルールを守ろう

これまでお話ししてきた義務などを会社が守ることはもちろんですが、一方で、働く人も、仕事をする上で、一定のルール、ビジネスマナーを守ることが求められます。

【仕事をする上で心がけたいこと】

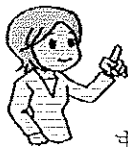
- ◆元気なあいさつ、返事
- ◆相手や場所に合わせた言葉づかい
- ◆清潔な身だしなみ
- ◆時間、約束、職場の決まりを守る
- ◆協調性、チームワークを大切に など

11

「労働法」のことをもっと詳しく知るには

「労働法」について、もっと詳しく知りたいときは、厚生労働省から、次のような冊子が発行されていますので、読んでみましょう。

- ◆これってあり？ まんが 知って役立つ労働法Q & A
- ◆知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識



厚生労働省のホームページから、ダウンロードできます。

また、入社後、就業規則や給料明細書（支払われた給料の金額、内訳、税金や保険料の控除金額などが書かれているもの）なども、よく見てみましょう。

12

働くときに、 知っておいてほしい。



『これってあり？ まんが 知って役立つ労働法 Q & A』

労働法を知っていますか？ 働く人を守るための法律です。
このハンドブックでは、みなさんが働き始める前やアルバイトをするときに
最低限、知っておいてほしいルールを紹介しています。
ぜひ一度、読んでください。

まんが「知って役立つ労働法」はこちら

まんが 知って役立つ労働法

検索



<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou>

たとえばこんなことに悩んだときは・・・



Q3 入社したばかりなのに、なぜか内定取り消しされたの？

A 内定=労働契約成立と認められる場合、社会の常識にかなう納得できる理由がなければ内定取消は無効です。

「採用内定」により、労働契約がすでに成立している場合、社会の常識にかなう納得できる理由がなければ、契約の解約=解雇は無効です。

・内定取消は、会社の業務変化を理由とするものであっても、無効となる場合があります。

・会社では、次のような場合に、労働契約がすでに成立していると認められた例があります。

労働者 → 採用内定 → 入社 → 会社

次のような場合は、内定取消が正当と判断され、学校を卒業できなかったり、書類提出が遅れたりすることがあります。



Q4 毎月500円の手当は、何の目的で支給されているの？

A 都道府県ごとに賃金の最低額が定められており、それより低い額は認められません。会社は働くすべての人に最低賃金以上の賃金を支払わねばならないことが、「最低賃金法」で決められています。

毎年、都道府県ごとに決められる賃金の最低限度額

地域別最低賃金
すべての労働者とその使用者(会社)に適用

特定最低賃金
特定の産業に従事する労働者とその使用者(会社)に適用
※ 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方を満たさなければならない。

あなたの給料が最低賃金以上か確認しよう
最低賃金よりも低い賃金での労働契約は認められません。自分の勤務地の最低賃金と比べてみましょう。

時給の場合 時給×最低賃金額(時給額)
日給の場合 日給×1日の所定労働時間×最低賃金額(時給額)
月給の場合 月給÷1か月平均所定労働時間×最低賃金額(時給額)

※ 地域別最低賃金よりも低い場合は労働基準監督署へ相談しよう!

労働法のことを、もっと詳しく知りたい人は、

『知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識』を読んでみましょう！

「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識」はこちら

知って役立つ労働法

検索

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html

